

2020年1月10日

NEWS RELEASE

「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」 について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(会長：新芝 宏之 岡三証券グループ 代表取締役社長)は、2019年10月30日に公表された企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」に対して、1月10日に意見書を提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」第125項で開示が求められている「見積りの不確実性の発生原因」を、注記情報として日本基準に導入することは、2016年3月に日本公認会計士協会から財務会計基準機構内の基準諮問会議に提案され、2017年11月に当協会が再提案したものである。この提案が具体化された企業会計基準公開草案第68号の公表は、財務諸表の利用者にとっては極めて喜ばしいことである。
- ✓ 「重要な影響を及ぼす可能性が高い項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示する」という開示目的に照らして、企業自身の判断で注記する具体的な項目と記載内容を定めるという提案に同意する。
- ✓ 第4項の「当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する」は、「当年度の財務諸表に計上した帳簿価額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクを識別する」という表現への修正を提案する。
- ✓ 第6項の「注記は独立の注記項目とする。識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名はまとめて記載する」という提案に同意する。日本基準へIFRSを取り入れる際に、「日本の実情に合わせて極力、開示負担を減らすべし」という主張が根強い中で、IAS第1号第125項では求めている第6項を設けたASBJの英断に敬意を表したい。
- ✓ 同一の項目に関する会計上の見積りの内容や方法が連結財務諸表と個別財務諸表で異なる場合や、関係会社株式の評価減など個別財務諸表に固有の会計上の見積りについては、第9項の容認規定ではなく、個別財務諸表でも原則的な取扱いに従った開示がされるものと理解している。

【添付資料】「会計上の見積りの開示に関する会計基準(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：職業倫理教育企画部長 貝増 眞かいます